

令和5年11月10日 美郷町農業委員会会議録

令和5年11月10日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

2番	継田竜也	10番	深沢靖
3番	高橋広樹	11番	齋藤美由木
4番	奥山秀治	12番	高橋国広
5番	小西嘉之	14番	加藤堅之助
6番	深田秋彦	15番	高橋秀行
7番	山田貞子	16番	細井千代文
9番	高橋一平	17番	高橋正尚

本会委員出席者 14名

2. 欠席委員は、次のとおり

1番	佐々木定廣
8番	高橋孝人
13番	佐々木竜孝

欠席者 3名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 6 議案第49号 非農地証明の申請に対する可否の決定について

会長 高橋 正尚 午前9時41分本委員会の閉会を告げた。

令和5年11月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和5年11月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時41分
5. 議事録署名委員 7番 山田貞子
9番 高橋一平

- 議 長 それでは、ただ今から令和5年第12回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、7番、山田委員、9番、高橋委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第45号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第45号、申請番号38番から申請番号40番について議案書をもとに朗読、説明 】
所有権移転は1件です。
申請番号38番、千畑地区の田2筆、1, 229㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は受人居住の隣地となっており、受人は家庭菜園として使うために申請しました。両者は親類で対価はありません。
続きまして賃貸借権です。
申請番号39番、千畑地区の田5筆、8, 092㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり耕作することが難しくなり、経営規模拡大している受人へお願いするものです。賃貸借料は10aあたり〇〇〇円で期間は3年間です。
申請番号40番、千畑地区の田1筆、1, 203㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は申請番号39番の渡人と同世帯ですので、内容は39番と同じです。
申請番号38番から40番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考え

えられます。以上です。

- 議 長 議案第45号について事務局より説明が終わりました。申請番号38番から申請番号40番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号38番から申請番号40番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号38番から申請番号40番については原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第2、議案第45号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第3、議案第46号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第46号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第46号、申請番号14番から申請番号15番について議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号14番、六郷地区の田2筆、1,006㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。受人は工務店を経営しており、今後当町で事業を展開していきたいことから資材置場の転用を申請しました。面積は資材置場が200㎡、作業スペース・通路・雪捨て場・緩衝地806㎡です。総事業費は○○○円で全額自己資金、用地取得費は○○○円です。当該地は第3種農地で、農地法施行規則第44条第3号にあります「都市計画法第8条第1項に規定する用途地域が定められていること」とあり、この場所は第1種住宅地域になります。この案件につきましては、3ページに位置図、4ページに配置図、5ページに公図を添付しております。

申請番号15番、仙南地区の田1筆、畑1筆、計143㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。両者は姉妹です。受人は現在、姉夫婦と同居しておりますが、今後姉夫婦とは生計を別にしたく、現在居住の隣接地へ住宅の新築をする転用の申請をしました。面積は住宅が80.77㎡、通路、雪捨て場、緩衝地62.23㎡の計画です。総事業費は○○○円、全額自己資金で用地取得費はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、6ページに位置図、7ページに配置図、8ページに平面図、9ページに立面図、10ページに公図を添付しております。以上です。

- 議 長 議案第46号について、事務局より説明が終わりました。これより審議を行います。

転用ですので調査の報告をお願いします。

- 15番委員 申請番号14番について調査の報告をいたします。10月27日、午後3時頃、佐々木定廣委員、渡人の○○○さんと受人の代理であります○○○さん立ち合いのもとに調査いたしました。調査の結果、何ら問題がないことを確

認いたしましたのでご報告いたします。

- 議 長 続いて、申請番号15番についてお願いします。
- 7番委員 申請番号15番についてご報告いたします。10月30日、事務局から2人と深田秋彦委員、〇〇〇さん立ち合いのもと調査いたしました。住宅が道路に隣接しますので、道路に雪が滑ってこないか確認し、排水の件で水が溜まると近所に迷惑がかかるので、その点も確認してまいりました。調査の結果、問題がありませんでしたので、ご報告いたします。
- 議 長 申請番号14番から申請番号15番までの調査の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号14番から申請番号15番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号14番から申請番号15番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第46号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。
- 議 長 次に、日程第4、議案第47号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第47号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第47号、申請番号60番から申請番号66番について議案書をもとに朗読、説明 】
はじめに所有権移転です。
申請番号60番、千畑地区の田7筆、3, 239㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は親名義の農地を相続しましたが、遠方に居住しており耕作できないことから、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で引き渡し時期は11月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。
申請番号61番、千畑地区の田1筆、842㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は、先月転用案件で審議していただいた土地の隣地を農地として使用したいことから、売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で引渡し時期は11月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人はトラクター、田植え機は所有、コンバインは共同、もみすり機と乾燥機は委託しております。
申請番号62番、仙南地区の田6筆、18, 940㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり体調が思わしくなく、来年度からは近隣の農家の方に耕作してもらいたいと申し出があり、経営規模拡大している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は11月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、

資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

つづきまして、賃借権設定です。すべて再設定です。

申請番号63番、仙南地区の田2筆、1, 148㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で期間は10年間です。

受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号64番、仙南地区の田7筆、15, 571㎡、渡人は〇〇〇さん、〇〇〇さんの共有、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は申請番号63番と同じです。

申請番号65番、仙南地区の田1筆、4, 706㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号66番、仙南地区の田2筆、14, 490㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号60番から66番の案件につきましては、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第47号について事務局より説明が終わりました。申請番号60番から申請番号66番について審議を行います。質疑ございませんか。

14番委員 申請番号60番について質問いたします。売買価格が大分安いようですが、何か理由はあるのでしょうか。

●庶務班長 この土地は以前から荒れ気味で耕作しておらなかったことが理由です。

10番委員 現地を確認したところ、葦、柳の木が生えている状況で、相当、手をかけなければ復旧できない状態でしたが、受人はすぐそばで耕作しているので、このままでいれば自分の農地にも影響があるということで、購入することにしたということです。

14番委員 分かりました。

●議 長 他に質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号60番から申請番号66番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号60番から申請番号66番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第4、議案第47号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第5、議案第48号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）についてを上程し議題と

します。議案第48号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第48号、申請番号170番から申請番号178番について議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権設定です。

申請番号170番、千畑地区の田3筆、3, 575㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号171番、仙南地区の田4筆、9, 737㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号172番、仙南地区の田8筆、畑1筆、計9, 313㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で期間は10年間です。

申請番号173番、六郷地区の田7筆、8, 546㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号174番、千畑地区の田8筆、23, 049㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額で〇〇〇円、期間は10年1か月です。

申請番号175番、千畑地区の田2筆、7, 564㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年1か月です。

以下3件の受人は〇〇〇さんです。

申請番号176番、仙南地区の田2筆、6, 711㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号177番、仙南地区の田3筆、15, 882㎡、渡人は〇〇〇さんで賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。

申請番号178番、仙南地区の田18筆、32, 884㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号170番から178番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上です。

- 議 長 議案第48号について事務局より説明が終わりました。申請番号170番から申請番号178番についてですが、本人案件がありますので、まずは申請番号170番から申請番号175番まで審議を行います。質疑ございませんか。

- 14番委員 申請番号173番についてですが、期間が20年間となっています。農業情勢がどう変わるかわからない中で20年と長いのは、本人達の意向もあると思いますが、何かいきさつなどありましたらお伺いしたいです。

- 庶務班長 この農地は今後圃場整備対象農地で、一部機構関連事業というのに当てはまりまして、土地改良区に訊きますと最低15年間の賃貸借契約期間が必要だということでした。何かあるとさらに延びる可能性もあるので、20年間の契約期間が必要ではないかということで、今回このような契約期間

となっております。

●議 長 分かる範囲でいいので、もう少しその辺の補足説明をお願いしたいです。

●高橋上席主査 ここは六郷西部第2地区の基盤整備の地区内に入ってございまして、まだ採択にはなっていないそうです。実際、採択になってから15年の契約期間が必要ということで、仙北平野土地改良区から話が出ております。先ほど話がありました通り、もし万が一延びた時に15年ぎりぎり組んでしまうと足りないので、20年で組んで下さいと言われております。この六郷西部第2地区の契約期間が切れたところが今までも出てきてございまして、全部同じ取り扱いをしております。先ほど一部当てはまるという説明がありましたが、残りの筆はどうするかと尋ねたところ全部同じ取り扱いにしたいということでしたので、本人の意向により、このような契約になっております。

●議 長 なぜ、15年ということでしょうか。

●高橋上席主査 事業の関係で15年は必要だそうです。

14番委員 一度契約をすると、補助金等の関係で事業が終わるまで再契約はしないようにということでしょうか。

●高橋上席主査 そういう関係のようです。

●議 長 他に質疑ございませんか。

14番委員 以前にも総会場で言ったことがあるのですが、具体的には申請番号171番と172番です。大分離れたところで、車で行くには影響がないのかもしれませんが、今年に限らず毎年規模が大きすぎて作業的にも大変なふうに見受けられます。同じ地区内でも受ける方がいるのではないかと思います。もう少し上手な話し合いをしながら、一部の受け手だけに負担がいかないように、やる気があって受けるのならいいですが、他の方にも迷惑になっている部分もあるようです。受け手と出し手の中の話なので総会場で反対するというわけではありませんが、ここに来るまでの段階で何か良い方策があればと思っております。金沢地区に関しては法人も大分入ってきて、大変になっているのかと見ておりますが、総会場の前に地区内で話し合いをもう少し良くしてもらえればというのが率直な意見です。反対、賛成は別としてひとつの意見としてお願いします。

●議 長 この件に関しましては、農業委員の方々もいますし、地区内で地図を作るという話にもなろうかと思うのですが、そのためには農業をできない方ができる方へ農地を出して、そこから先は受けた方が大きい意味で協議する場が持てればと思っております。この土地は飛び地で遠いので、近くの法人にお願いしたい、こっちは受けたいなどその中でのやりとりは可能だと思っておりますので、まずは農地を荒らさない、荒れている農地を解消していく方向で受けて、その先は局長にお願いして1年に1回くらいは認定農業者の話の中に持っていてもいいだろうし、せっかく提案してくれましたので、話し合いの場を作ろうと思っております。時期的にはまだ分かりませんが、その際には皆さまにもご協力をお願いします。

- 議 長 他に質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号170番から申請番号175番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号170番から申請番号175番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号176番から申請番号178番についてですが、本人案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時31分

- 議 長 それでは、申請番号176番から申請番号178番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号176番から申請番号178番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
ご異議なしと認めます。よって、申請番号176番から申請番号178番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時32分

- 議 長 それでは、申請番号170番から申請番号178番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号170番から申請番号178番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第5、議案第48号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第6、議案第49号非農地証明の申請に対する可否の決定についてを上程し議題とします。議案第49号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第49号、申請番号3番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号3番、千畑地区の田4筆、5,931㎡、申請者は○○○さんです。非農地申請理由は、以前は田でしたが、山に囲まれた農地で耕作条件が悪く10年以上耕作しておりません。そのため、現況に即した地目へ変更したいと申請されました。資料は1ページに位置図、2、3ページに公図、4ページに現場調査時の写真を添付しております。
この案件につきましては、美郷町非農地証明事務取扱基準第5条の要件を満たしているものと考えられます。公図をご覧いただきたいのですが、公図の

中に、地目は入っていないのですが、太く囲まれた〇〇〇番地と〇〇〇番地の間の〇〇〇番地とか、〇〇〇番地とか、〇〇〇番地は道路です。その他の地目は全部山林ですので、山林に囲まれた場所となっております。以上です。

●議 長 議案第49号ですが、担当委員がおりますので、若干の説明をお願いします。

9番委員 美郷町非農地証明事務取扱基準第4条に基づいて会長招集のもと、千畑地区委員8名、事務局1名で現地確認をしてまいりました。申請書類に基づいて調査したところ、申請者は申請地を平成24年に相続しましたが、県外に居住していることもあって10年以上耕作されず、原野化しており周囲は全て山林に囲まれている状況で、周辺には影響がなく非農地と判断して差し支えないと考えます。なお、〇〇営農組合で農地は管理されていることもありまして、会長さんには台帳から除いてもらうよう説明したところ承諾していただいたことをご報告いたします。

●議 長 これ以降、もしかして出てくるかもしれませんが、今回、千畑地区全員を招集いたしまして、全員出席のもとで、現場を見させていただきました。可能であれば六郷、仙南地区でも全員で見させていただきたいと思えます。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時37分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時41分

●議 長 議案第49号について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号3番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第6、議案第49号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和5年第12回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時41分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和5年11月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 山 田 貞 子

議事録署名委員 高 橋 一 平